

契約の方法及び入札の条件

(工事・条件付一般競争入札・総合評価の場合)

1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札保証金

福島県財務規則(以下「規則」という。)第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(3) 低入札価格調査制度

ア 施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。

イ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値が高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

(4) 契約保証金

入札説明書による。

(5) 前金払

規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払 請負代金額の4割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

ただし、調査基準価格を下回って落札した場合は、請負代金の2割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

イ 第2項に定める中間前金払 請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

(6) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5(中間前払金の約定をするときは、10分の6)を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項の定めるところによる。

(7) 工期

入札公告記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者(以下「発注者」という。)が指定する日とする。

(8) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

(9) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

(10) 現場代理人等届

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

本工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、他の工事の現場代理人を本工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。

(11) スライド条項に基づく請負代金額の変更

約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事(受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。)は、第1項の請求があった日から起算して14

日以内に監督員が確認する。

約款第 26 条第 5 項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(12) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第 26 条第 6 項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工事の工期が 2 箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(13) 不可抗力による損害の負担

約款第 30 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第 4 項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1 回の損害額が当初の請負代金額の 100 分の 1 に満たないものは損害額に含めないものとする。

(14) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付する場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(15) 配置予定の技術者

入札説明書による。

(16) 監理技術者

工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を配置すること。

(16) 工事請負契約書

別紙「工事請負契約書（案）」のとおりとする。

(17) 経営事項審査

入札説明書のとおりとする。

(18) 見積内訳総括表

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第 6 号）を提出しなければならない。

(19) 見積内訳書

入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。

(20) 契約確定の時期

地方自治法第 234 条第 5 項の規定により発注者及び受注者が記名押印したとき確定する。

入札の際呈示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱